

令和2年度（2020年度）

行政監査結果報告書

監査テーマ

「許認可等に係る事務について」

令和3年（2021年）8月

北海道監査委員

目 次

第1	監査結果報告	1
第2	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的及び着眼点	1
3	監査の対象部局	1
4	監査の対象年度	1
5	監査の実施期間	2
6	監査の実施方法	2
第3	許認可等に係る事務及び監査の対象とした許認可等事務	3
1	許認可等に係る事務の概要	3
(1)	許認可等の定義	3
(2)	北海道における位置付け	3
2	許認可等事務の状況及び監査の対象とした許認可等事務	3
第4	監査結果等	7
1	事務処理の体制は適切か	7
(1)	審査基準及び標準処理期間の設定	7
(2)	審査基準及び標準処理期間の公表	9
(3)	受付窓口の体制	9
(4)	審査体制の状況	10
ア	事務取扱マニュアルの作成	10
イ	進捗管理	12
ウ	担当者への研修	12
2	事務処理は適正かつ迅速に行っているか	13
(1)	受付事務の状況	13
ア	申請書の到達日の把握及び收受状況	13
イ	許可書等の郵送等	13
ウ	申請書類等の提出部数	14
エ	補正を求める方式	14
オ	申請書の未処理	15
(2)	標準処理期間を越えて処分しているもの	15
(3)	許認可等の処分	17
ア	手数料等の算定及び徴収事務	17
(ア)	算定	17
(イ)	徴収事務	17
イ	現地確認の状況	17
ウ	不許可処分の取扱い	18
エ	更新手続の確認	18
(4)	申請書類等の適正な管理	18

3	申請手続の簡素化に努めているか、また、事務の効率化及び合理化に努めているか	20
(1)	電子申請の利活用	20
(2)	申請書類等の簡素化	20
(3)	ホームページによる情報提供	20
(4)	受付窓口の対応	21
第5	所見	22

<参考>

第1 監査結果報告

北海道監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定した。

第2 監査の概要

1 監査のテーマ

許認可等に係る事務について

2 監査の目的及び着眼点

許認可等（法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分）に係る事務については、道民の生活や社会経済活動に密接に関わるものであり、公正の確保、透明性の向上や事務処理の適正化が強く求められている。

また、道では、道政上の諸課題への的確な対応や持続的な道民サービスの提供と質的向上を図るため、Smart道庁推進本部[※]を設置し、業務の効率化・省力化の実現に向けて申請手続の簡素化などの取組を推進することとしている。

一方、定期監査においては、使用許可を行わないまま行政財産の一部を使用させているものなど、許認可等に係る事務を適切に行っていない部局が見受けられた。

こうしたことから、道における許認可等に係る事務について、法令等に基づき適正に行われているか、事務の簡素化及び効率化等が図られているかなど、次の点に着眼して監査を実施した。

- (1) 事務処理の体制は適切か。
- (2) 事務処理は適正かつ迅速に行っているか。
- (3) 申請手続の簡素化に努めているか、また、事務の効率化及び合理化に努めているか。

3 監査の対象部局

総務部、総合政策部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部、建設部（各部の出先機関を含む。）、出納局、各総合振興局・振興局（各振興局の出先機関を含む。）、企業局、道立病院局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育庁（出先機関を含む。）、警察本部（出先機関を含む。）（416部局）

4 監査の対象年度

令和元年度（2019年度）及び令和2年度（2020年度）
（必要に応じて他の年度も対象とした。）

※ Smart道庁推進本部

道庁の生産性向上に向けた業務改革として、「行財政運営方針」後半期（H30～32）の推進事項の中で、各種申請手続の簡素化に向けた取組や内部業務の減量化の推進が掲げられ、これらとあわせて、働き方改革を進めていくため令和元年6月に設置された。

Smart道庁推進本部では、申請手続の簡素化として、許認可等事務のうち、特定医療費の支給認定（新規、償還払）、道路占用許可（新規）に関する手続の2つをモデル事業として選定し、令和元年度から取組を進めている。そして、道路占用の許可については、ホームページを整備し、動画作成により案内を充実することにより、申請者の時間コストが20%削減されるとしている。

5 監査の実施期間

令和2年（2020年）9月から令和3年（2021年）8月まで

6 監査の実施方法

監査対象部局における許認可等に係る事務を把握するため、対象416部局に対して資料の提出を依頼し、これを踏まえ定期監査と同時に実地又は書面により監査を実施した。

第3 許認可等に係る事務及び監査の対象とした許認可等事務

1 許認可等に係る事務の概要

(1) 許認可等の定義

処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的として行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）が制定されており、手続法第2条第1項第3号において、「許認可等」は、「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分」と定義されている。

(2) 北海道における位置付け

道の条例や規則に基づく処分や道の機関が行う行政指導、届出に関する手続について、共通のルールを定め、公正でわかりやすい道政を実現し、道民の権利利益を保護するため、北海道行政手続条例（平成7年条例第19号。以下「条例」という。）が制定されており、これにより、

ア 許可・認可・承認などの申請に対する処分に関する審査基準や標準処理期間を設定することにより、許可、不許可の見通しやその時期がわかりやすくなり、処理が透明で迅速になること

イ 許認可の取消し、業務改善命令などの不利益処分に対する処分基準の設定と聴聞などによる意見陳述の機会を設定することにより、不利益な処分を受ける場合がわかりやすくなり、また、処分に先立ち行政庁に意見を述べる機会が保証されること

ウ 行政指導に関して相手方の任意の協力を前提とすること、また、これに従わないことを理由として不利益な取扱いをしてはならないことを明らかにしているほか、求めに応じてその趣旨、内容、責任者を明確にした書面を交付することにより、行政指導の濫用を防ぐとともに、内容等がわかりやすく透明になることが図られている。

2 許認可等事務の状況及び監査の対象とした許認可等事務

道では、令和元年度（2019年度）に2,234の許認可等事務を取り扱っている。【表1】

このうち、処分実績のあった1,019事務の中から、道民生活への関わりが深いもの、処分件数の多いもの、部局間の均衡等を考慮して30事務を抽出（以下「抽出事務」という。）し、監査を実施した。【表2】

抽出事務に係る対象部局は194部局であり、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年11月16日以降、札幌市以外に所在する部局に対する実地監査を中止したことから、194部局のうち42部局に対して実地監査を行うとともに、実地監査と同内容の監査を電話等で行った部局が12部局（以下、「実地監査等」という。）となっている。

また、残り140部局については、提出を依頼した資料等の書面により監査を実施した。

【表 1】令和元年度における許認可等事務の状況

所 管 部 局	総事務数	処分事務数	処分件数
総 務 部	67	41	41,437
総 合 政 策 部	28	18	108,899
環 境 生 活 部	138	68	1,123,513
保 健 福 祉 部	545	321	129,714,108
経 済 部	213	105	18,045
農 政 部	186	70	110,552
水 産 林 務 部	259	88	26,837
建 設 部	435	125	71,133
出 納 局	5	0	0
企 業 局	7	3	34
道 立 病 院 局	1	1	38
議 会 事 務 局	1	1	11
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	9	3	2,004
監 査 委 員 事 務 局	5	0	0
人 事 委 員 会 事 務 局	7	3	150
労 働 委 員 会 事 務 局	4	1	1
教 育 庁	52	32	57,335
警 察 本 部	272	139	1,167,186
計	2,234	1,019	132,441,283

【表2】抽出事務一覧

所管部局	事務名	事務の内容	令和元年度に 処分があった 部 局 名	令和元年度 処 分 件 数
総務部	危険物取扱者免状	火災や爆発などの危険性が高い物質の取扱に必要な資格を試験合格者に交付する免状	総務部	12,763
総合政策部	空港設備の使用許可	空港設備を使用する際、各空港管理事務所に申請し、受ける許可	4 総合振興局	47
	一般旅券の新規発給	海外渡航する際、入国するために必要な身分証明書（パスポート）の発給	総合政策部 13(総合)振興局	71,330
	不動産鑑定業者の登録	不動産鑑定業を営もうとする者に必要な道への登録	総合政策部	19
環境生活部	狩猟免許	狩猟をしようとする者に必要な資格を試験合格者に交付する免許	14(総合)振興局	3,183
	特定非営利活動法人の設立の認証	NPO等特定非営利活動法人を設立しようとするときに必要な認証	環境生活部	22
	産業廃棄物処分業の許可	産業廃棄物の処分を業として営もうとするときに必要な許可	14(総合)振興局	173
保健福祉部	食品衛生の営業許可	飲食店や食品の製造、販売などの営業を営もうとするときに必要な許可	14(総合)振興局	20,824
	麻薬施用者・管理者・研究者の免許	病院などに勤務する医師、薬剤師等に必要な免許	保健福祉部	7,024
	生活保護の申請	病気や事故などの事情で生活の維持が困難となった人が援助を受ける際に必要な申請	14(総合)振興局	107,555
経済部	旅行業の登録	旅行業又は旅行業者代理業を営もうとするときに必要な登録	経済部	97
	火薬類の消費の許可	火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとするときに必要な許可	14(総合)振興局	400
	電気工事業者の登録	電気工事業を営もうとするときに必要な登録	14(総合)振興局	354
農政部	海岸保全区域の占用許可 (農政部所管の区域内)	海岸保全区域内に施設や工作物を設けて占用しようとするときの許可	6(総合)振興局	15
	持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定	農業を営む者が作成する持続性の高い農業生産方式の導入計画の認定	8(総合)振興局	249
	転飼養蜂の許可	養蜂業者が北海道の区域内において、蜂蜜など蜜蜂による生産物の採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼育しようとするときに必要な許可	農政部	480
	農地転用許可	農地を宅地等の非農地に転用しようとするときに必要な許可	10(総合)振興局	299

所管部局	事務名	事務の内容	令和元年度に 処分のあった 部 局 名	令和元年 度 処 分 件 数
水産林務部	海岸保全区域の占用許可 (水産林務部所管の区域内)	海岸保全区域内に施設や工作物を設けて 占用しようとするときの許可	6(総合)振興局	70
	漁業の許可	漁業を営もうとするときに必要な許可	水産林務部 12(総合)振興局	5,043
	保安林内の立木伐採の許可	保安林内において立木を伐採しようとする ときに必要な許可	14(総合)振興局	184
	甲種漁港施設の占用の許可	道の管理する漁港施設を占用し、又は 当該施設に定着する工作物を新築等し ようとするときに必要な許可	11(総合)振興局	357
建設部	海岸保全区域の占用許可 (建設部所管の区域内)	海岸保全区域内に施設や工作物を設けて 占用しようとするときの許可	9(総合)振興局	570
	建設業の許可	建設工事を請け負う業務を営もうとする ときに必要な許可	14(総合)振興局	10,589
	屋外広告物の許可	屋外の広告物を掲出するために必要な 許可	14(総合)振興局	3,541
	土地の占用許可	河川区域内に施設や工作物を設けて占 用しようとするときに必要な許可	10(総合)振興局	10,063
	建築確認	建築物を建築、大規模な修繕をしよう とするときに必要な建築主事の確認	建設部 14(総合)振興局	1,676
教育庁	普通免許状の授与	教員資格認定試験に合格した者に授与 する免許	教育庁、14教育 局、82道立学校	7,215
	教育財産の使用許可	学校など庁舎等の財産の一部を使用し たいときに必要な許可 特別支援教育センター、図書館、近代美術館、 旭川美術館、函館美術館、帯広美術館、14教育局	教育庁、 教育研究所、	401
警察本部	道路使用許可	道路において工事もしくは作業等を行 おうとするときに必要な許可	警察本部 3方面本部 64警察署	125,431
	銃砲又は刀剣類の所持許可	けん銃、猟銃などの銃砲又は刀、やり などの刀剣類を所持しようとするとき に必要な許可	64警察署	4,836
	風俗営業許可	キャバレー、カフェー等接待を行う飲 食店などの営業許可	64警察署	35,135
	古物商許可	一度使用された鑑賞的美術品等の古物 の売買などを営もうとするときに必要 な許可	64警察署	7,078
計	30事務 (海岸保全区域の占用許可 を「1事務」とする)	本庁8部、14(総合)振興局、 教育庁、14教育局、82道立学校、 教育研究所、特別支援教育センター、図書館、近代美術館、 旭川美術館、函館美術館、帯広美術館、 警察本部、3方面本部、64警察署	194部局	437,023

第4 監査結果等

監査を実施した結果、着眼点ごとの各部局に係る是正、改善等を要する事項は、次のとおりである。

1 事務処理の体制は適切か

手続法及び手続条例（以下、「手続法令等」という。）に基づき審査基準や標準処理期間が設定、公表されているか、申請に訪れる来庁者にわかりやすい窓口の体制が取られているか、申請書類等の審査体制は十分なものかなど、申請者の立場に立った適切な事務処理の体制となっているかについて、監査を行った。

(1) 審査基準及び標準処理期間の設定

【監査結果】

手続法令等では、行政庁は、審査基準を定めるものとする旨規定しており、設定の義務を課している。ただし、「行政手続法及び北海道行政手続条例に基づく審査基準等の設定等要領」（平成7年8月23日総務部長通知。以下、「手続要領」という。）では、「判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定し尽くされている場合は、設定することを要しない」と規定している。

審査基準の設定について確認したところ、30事務全てにおいて、審査基準を設定しているか、法令により規定されているため審査基準の設定が不要となっていた。

また、手続法令等では、標準処理期間の設定を「行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める」と規定しており、これについては設定の努力義務を課している。

標準処理期間の設定について確認したところ、30事務全てにおいて、標準処理期間が設定されていた。【表3】

【改善意見】

是正、改善等を要する事項はなかった。

【表3】標準処理期間

所管部局	事務名	標準処理期間 ()内は経由日数
総務部	危険物取扱者免状	8日
総合政策部	空港設備の使用許可	24日(12日)
	一般旅券の新規発給	6日
	不動産鑑定業者の登録	7日
環境生活部	狩猟免許	30日
	特定非営利活動法人の設立の認証	1月+2月※
	産業廃棄物処分業の許可	30日

※ 縦覧期間1月+縦覧後の処分決定期間2月

所管部局	事務名	標準処理期間 ()内は経由日数
保健福祉部	食品衛生の営業許可	15日
	麻薬施用者・管理者・研究者の免許	17日(7日)
	生活保護の申請	14日
経済部	旅行業の登録	40日
	火薬類の消費の許可	20日
	電気工事業者の登録	20日
農政部	海岸保全区域の占用許可 (農政部所管の区域内)	35日(5日)
	持続性の高い農業生産方式の 導入に関する計画の認定	30日
	転飼養蜂の許可	21日(15日)
	農地転用許可	※1
水産林務部	海岸保全区域の占用許可 (水産林務部所管の区域内)	1月
	漁業の許可	※2
	保安林内の立木伐採の許可	30日
	甲種漁港施設の占用の許可	1月
建設部	海岸保全区域の占用許可 (建設部所管の区域内)	35日(5日)
	建設業の許可	35日
	屋外広告物の許可	10日
	土地の占用許可	55日(15日)
	建築確認	35日(4日)
教育庁	普通免許状の授与	2月+7日(7日)※3
	教育財産の使用許可	20日
警察本部	道路使用許可	14日(7日)
	銃砲又は刀剣類の所持許可	35日(25日)
	風俗営業許可	55日
	古物商許可	40日
計 (海岸保全区域の占用許可を「1事務」とする)		30事務

- ※1 道農業会議に意見聴取する場合は、70日(60日)
道農業会議に意見聴取しない場合は、40日(30日)
- ※2 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業の場合は、28日(18日)
小型さけ・ます流し網漁業、中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業及び打瀬漁業を除くものうち、
取扱方針を定めていない漁業の場合は、未設定
小型さけ・ます流し網漁業の場合は、33日(18日)
内水面を除く小型機船底びき網漁業、手繰第3種漁業の場合は、20日
小型機船底びき網漁業、手繰第3種漁業の場合は、未設定
- ※3 処分決定期間2月+経由日数7日

(2) 審査基準及び標準処理期間の公表

【監査結果】

手続法令等では、審査基準及び標準処理期間を定めたときは、「公にしておかなければならない。」と規定しており、手続要領では、審査基準を申請受理機関に備え付け、道のホームページにより公表することを標準としている。

審査基準の公表状況について確認したところ、審査基準を設定している事務全てにおいて、道のホームページで公表されていた。

また、標準処理期間の公表状況について確認したところ、30事務全てにおいて、道のホームページで公表されていた。

【改善意見】

是正、改善等を要する事項はなかった。

(3) 受付窓口の体制

【監査結果】

申請に訪れる来庁者にとってわかりやすい対応となっているか、受付窓口の案内表示について確認したところ、表示していない部局が113部局、一部表示していない部局が28部局あり、その理由は、受付に職員を配置している、申請が郵送で行われている、申請者が特定のものであるなどであった。【表4】



<受付窓口の案内表示>

<受付窓口>

【改善意見】

事務を所掌している課等における案内表示の設置について、その必要性を含めて、検討することが望ましい。

【表4】受付窓口の表示状況

単位：部局

表示している	一部表示していない	表示していない	表示していない理由（複数回答）				
			申請者が特定されている	受付に職員を配置している	関係団体がまとめて提出	申請が郵送による	その他
53	28	113	114	34	26	25	17

(4) 審査体制の状況

手続法令等では、「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければ」とならないと規定している。

また、「許認可事務の適正な処理について」（平成17年10月19日総務部長通知。以下「処理通知」という。）において、「許認可等に係る審査基準、標準処理期間など事務処理方法等を定めたもの（以下「事務取扱マニュアル」という。）を整備すること」と規定し、担当職員の事務処理の適正化と事務の遅延防止を図っている。

ア 事務取扱マニュアルの作成

【監査結果】

事務取扱マニュアルの作成について確認したところ、作成していない部局が9部局、一部作成していない部局が19部局あった。【表5】

【改善意見】

処理通知において、事務取扱マニュアルは、事務処理の適正化と事務の遅延防止を図るために、審査基準と標準処理期間を明示して作成することとされているため、こうした趣旨を踏まえ、必要とする事務については、速やかな是正が必要である。

【表5】事務取扱マニュアルの作成状況

単位：部局

作成している	一部作成していない	作成していない	作成していない理由（複数回答）					法令等による
			Q&Aを作成している	引継書により継承している	審査項目が少ない	申請者が特定	その他	
166	19	9	1	9	12	2	2	14

事務取扱マニュアルを作成していない部局

「/」所管していない 「-」R元の処分がない 「○」作成している 「●」作成していない

部局名	事務名	危険物 取扱者 免状	空港設 備の使 用許可	不動産鑑 定業者の 登録	生活 保護の 申請	海岸保全区域の 占用許可			転飼 養蜂の 許可	甲種漁港 施設の占 用の許可	教育財 産の使 用許可
						農政	水林	建設			
総合政策部				●							
(総合)振興局	空知				●	-		●			
	石狩				●	-	-	-		●	
	後志				●	●	-	●		●	
	胆振				●	●	●	●		●	
	日高				●	-	●	-		●	
	渡島		●		●	●	-	●		●	
	檜山				●	●	●	-		-	
	上川				●	-		-			
	留萌				●	-	-	●		○	
	宗谷		●		●	●	○	●		○	
	オホ		●		●	-	●	●		●	
	十勝				●	-	-	●		●	
	釧路		○		●	-	-	●		●	
	根室				●	●	●	-		●	
教育庁										●	
教育局	後志										●
	渡島										●
	留萌										●
●19部局											
作成していない	総務部	●									
	農政部								●		
	教育研究所										●
	特別支援教育センター										●
	図書館										●
	近代美術館										●
	旭川美術館										●
	函館美術館										●
	帯広美術館										●
●9部局											

※ 生活保護の申請及び海岸保全区域の占用許可については、法令等に事務の取扱いが定められていることから、事務取扱マニュアルが作成されていない。

イ 進捗管理

【監査結果】

申請書類等の到達後、遅滞なく審査を開始し、標準処理期間内に処分を行うため、申請書類等が事務所に到達したときから処分するまでの進捗管理を行っているか確認したところ、行っていない部局が12部局、一部行っていない部局が12部局あった。【表6】

【改善意見】

申請受付簿や管理台帳等を作成するなどして進捗管理を行うことは、事務の遅延防止の観点から必要であることから、改善に向けた検討を要する。

【表6】申請書類等の進捗管理

単位：部局

行っている	進捗管理の方法（複数回答）					一部行っていない	行っていない
	申請受付簿・管理台帳	システムの活用	会議、ミーティング	決裁時に確認	その他		
170	120	66	75	11	12	12	12

ウ 担当者への研修

【監査結果】

担当職員の事務処理の適正化と事務の遅延防止のためには、担当者一人一人が、当該事務を正しく理解し、的確な事務処理を行っていくことが必要であり、特に新任の担当者に対する適切な指導が求められる。

担当者に対する研修の実施状況について確認したところ、実施していない部局が3部局、一部実施していない部局が9部局あった。【表7】

【改善意見】

許認可等事務の適正な処理や処分の統一性を図るため、担当者への研修の実施について、その必要性を含めて、検討することが望ましい。

【表7】担当者への研修実施状況

単位：部局

実施している	実施内容（複数回答）					一部実施していない	実施していない
	研修（庁内）	研修（国等）	マニュアル作成	OJT	その他		
182	65	5	129	55	10	9	3

2 事務処理は適正かつ迅速に行っているか

道民サービスの向上に資するため、事務処理を適正かつ迅速に行うことは、担当者が常に意識しておかなければならないことであり、申請日を的確に把握しているか、許可書等の郵送等は適切か、申請書類等の提出部数は法令等に基づいたものとなっているか、補正を求める際の方式は適正か、処分に相当な期間を要しているものはないか、手数料の徴収に誤りはないか、現地確認は行われているか、不許可処分の取扱いは適正かなど、申請書類等の取扱いや処分に要した期間、申請書類等の管理について監査を行った。

(1) 受付事務の状況

手続法令等では、行政庁は、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることなど申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求めなければならない旨規定している。

ア 申請書の到達日の把握及び收受状況

【監査結果】

申請書の到達日を明らかにしているかについて、実地監査等により確認したところ、3部局において、申請書に申請日が記載されておらず、收受印の押印もないため、到達日が明らかになっていなかった。

【改善意見】

標準処理期間内に的確に処分を行うためには、到達した文書の收受を適切に行い、到達日を明確にしておくことが必要であるため、速やかな是正が必要である。

申請書の到達日が不明となっている部局

部 局 名	事 務 名
石狩、オホーツク教育局	教育財産の使用許可
農政部	転飼養蜂の許可
3部局	

イ 許可書等の郵送等

【監査結果】

道では、個人情報情報の保護や郵送物の誤送付を予防するため、「文書事務の適切な処理について」（平成29年1月13日総務部法政・法人局文書課長通知）において、公文書を封入するときに複数の職員（役付き職員を含める）で確認することと規定している。

許可書等を郵送等により交付する場合の宛先の確認について、実地監査等により確認したところ、2部局において、担当者一人で行っていた。

【改善意見】

許可書等の郵送等に当たっては、個人情報等を扱っていることを念頭に、誤送付を防ぐため複数で確認を行うよう、速やかな是正が必要である。

郵送等の宛先確認を担当者のみで行っている部局

部 局 名	事 務 名
経済部	旅行業の登録
後志教育局	教育財産の使用許可
2 部局	

ウ 申請書類等の提出部数

【監査結果】

申請書類等の提出部数について確認したところ、法令等の根拠なしに2部以上提出させていたものが17部局あった。

【改善意見】

申請書類等の提出部数について、申請者への負担となることのないよう見直しに向けて検討することが望ましい。

法令等の根拠なく申請書類等を2部以上提出させている部局

部 局 名	事 務 名
空知、石狩、後志、胆振、日高、渡島、檜山、上川、留萌、十勝、釧路、根室(総合)振興局	火薬類の消費の許可
札幌高等養護、札幌視覚支援学校、北見柏陽高等学校	普通免許状の授与
根室教育局、室蘭豊学校	教育財産の使用許可
17部局	

エ 補正を求める方式

【監査結果】

申請書類等に補正が必要となる場合に申請者に対してどのように補正を求めているかについて確認したところ、書面によらず口頭としている部局が72部局、一部口頭としている部局が24部局あった。【表8】

【改善意見】

適正な事務処理を行うためには、申請者に対し確実に補正内容を伝えることが必要であることから、実情を勘案しつつ、書面により行うことができないか検討することが望ましい。

【表8】補正を求める方式

単位：部局

書面による	一部口頭による	口頭による
98	24	72

オ 申請書の未処理

【監査結果】

担当者が申請書を受け付けず放置しているものや、受け付けたにもかかわらず審査手続等が行われていないものがないかについて、実地監査等により確認したところ、そのような事例はなかった。

【改善意見】

是正、改善等を要する事項はなかった。

(2) 標準処理期間を越えて処分しているもの

【監査結果】

手続法令等では、「行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。」と規定しており、手続要領では、「当該処理期間を経過してもまだ処分ができない場合は、処理の見通し、審査の状況の説明をする必要がある。」と規定している。

処分に要した期間について確認したところ、年間の処分件数90件のうち66件の処分が標準処理期間を越えるなど、処理が遅延している部局が28部局あった。【表9】

【改善意見】

標準処理期間内に処分を行うことは、申請者が処分の時期を見通すことができるという観点で重要であることから、慢性的に標準処理期間を越えて処分している場合は、受付事務の効率化や審査体制を見直すよう改善に向けた検討を要する。

なお、関係機関等への照会に時間を要するなど、体制の見直しによる改善が困難な場合は、十分な標準処理期間を改めて設定することについて検討することが望ましい。

【表9】 標準処理期間を越えて処分したもの

単位：部局、件

部局数	処分件数	処理が遅延した理由（複数回答）													
		関係機関等への照会に時間を要した		他の業務に時間を要した		補正のための業務に時間を要した		担当職員が少ない		担当者の認識が不足している		申請者の都合による		その他	
		部局数	処分件数	部局数	処分件数	部局数	処分件数	部局数	処分件数	部局数	処分件数	部局数	処分件数	部局数	処分件数
28	390	15	146	7	143	5	18	2	33	2	31	4	18	1	1

標準処理期間を越えて処分を行っている部局

「/」所管していない 「-」R元の処分がない 「○」越えた処分はない 「●」越えて処分している

事務名 部局名	産廃 処分 業許 可	食品 衛生 営業 許可	生活 保護 の申 請	農地 転用 許可	甲種漁 港施設 の占用 の許可	建設 業の 許可	土地 の占 用許 可	建築 確認	教育財 産の使 用許可	銃砲・ 刀剣類 所持許 可	風俗 営業 許可	古物 商許 可
建設部	/	/	/	/	/	-	-	●	/	/	/	/
(総 合) 振 興 局	空知	○	○	●	○	-	○	○	●	/	/	/
	後志	○	○	●	○	○	○	○	○	/	/	/
	胆振	●	○	○	-	○	○	○	○	/	/	/
	日高	●	○	○	○	○	○	-	●	/	/	/
	渡島	○	○	●	○	○	○	●	○	/	/	/
	檜山	○	○	●	-	-	○	-	○	/	/	/
	上川	○	●	●	○	-	○	○	●	/	/	/
	宗谷	●	○	○	-	○	○	○	○	/	/	/
	オホ	○	○	●	●	●	○	○	○	/	/	/
	十勝	○	○	●	○	○	○	○	●	/	/	/
釧路	○	○	●	●	○	●	○	○	/	/	/	
教 育 局	後志	/	/	/	/	/	/	/	●	/	/	/
	胆振	/	/	/	/	/	/	/	●	/	/	/
	渡島	/	/	/	/	/	/	/	●	/	/	/
	檜山	/	/	/	/	/	/	/	●	/	/	/
	上川	/	/	/	/	/	/	/	●	/	/	/
	宗谷	/	/	/	/	/	/	/	●	/	/	/
	オホ	/	/	/	/	/	/	/	●	/	/	/
	釧路	/	/	/	/	/	/	/	●	/	/	/
警 察 署	札幌南	/	/	/	/	/	/	/	/	●	○	○
	深川	/	/	/	/	/	/	/	/	●	○	○
	羽幌	/	/	/	/	/	/	/	/	●	○	○
	札幌中央	/	/	/	/	/	/	/	/	○	●	●
	千歳	/	/	/	/	/	/	/	/	○	●	○
	旭川中央	/	/	/	/	/	/	/	/	○	●	○
	札幌北	/	/	/	/	/	/	/	/	○	○	●
	苫小牧	/	/	/	/	/	/	/	/	○	○	●
●28部局												

(3) 許認可等の処分

ア 手数料等の算定及び徴収事務

(ア) 算定

【監査結果】

許認可等に係る手数料等の算定について、実地監査等により確認したところ、適切に処理されていた。

【改善意見】

是正、改善等を要する事項はなかった。

(イ) 徴収事務

【監査結果】

許認可等に係る手数料等の徴収事務について、実地監査等により確認したところ、納入通知書の発送作業を含め、教育財産の使用許可における使用料の徴収手続が大幅に遅延している部局が1部局あった。

【改善意見】

徴収事務については、遅延が発生することのないよう、許認可等事務と一連のものとして管理するなど速やかな是正が必要である。

手数料等の徴収事務が遅延している部局

部 局 名	事 務 名
オホーツク教育局	教育財産の使用許可
1部局	

イ 現地確認の状況

【監査結果】

許認可等の処分に係る現地確認について確認したところ、一部または全て現地確認を行っていない部局が、新規処分において182部局、更新処分において80部局、変更処分において80部局、廃止処分において79部局あった。その理由は、「書類審査のみの審査業務である」、「軽微である」、「市町村等が現地確認を行っている」となっていた。【表10】

【改善意見】

各々の理由により、現地確認を行っていない部局が多くあるが、過去には、許可内容と異なり、条例で定めた高さや面積の上限を超えていた事例もあることから、所管部において、許認可等の内容に応じて現地確認の必要性を検討し、統一的に現地確認を行えるよう規定の整備を行うことが望ましい。

【表10】 現地確認の実施状況

単位：部局

新規処分	一部行ってない		行ってない		変更処分	一部行ってない		行ってない		廃止処分	一部行ってない		行ってない		現地確認を行っていない理由 (複数回答)			
	93	89	14	66		82	77	3	82		14	65	410	47	13			
																書類審査のみの審査業務である	軽微である	市町村等が現地確認を行っている
194	93	89	82	14	66	82	77	3	82	14	65	410	47	13				

ウ 不許可処分の取扱い

【監査結果】

不許可処分の取扱いについて確認したところ、許認可等において、不許可処分を行ったのは15部局であり、その全ての部局において、申請者に対し不許可の理由を書面により提示していた。【表11】

また、不服申立ての教示について確認したところ、教示していない場合、その理由は適当であった。

【改善意見】

是正、改善等を要する事項はなかった。

【表11】 不許可処分の取扱い

単位：部局

対象部局数	不許可処分部局数	不許可理由の提示		
		書面	口頭	提示なし
194	15	15	-	-

エ 更新手続の確認

【監査結果】

更新手続を必要とする許認可等について、実地監査等により確認したところ、リストを作成するなどして把握に努めており、適正に処理されていた。

【改善意見】

是正、改善等を要する事項はなかった。

(4) 申請書類等の適正な管理

【監査結果】

国の個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」では、特定個人情報（マイナンバー）等を含むものは、物理的安全管理措置を講じなければならないとしており、「特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体又は書類等を、施錠できるキャビネット、書庫等へ保管すること。」と例示している。

特定個人情報（マイナンバー）等を含む申請書類等が、施錠可能な書庫等に保管・保存されているかについて、実地監査等により確認したところ、2部局において、適正な保管場所で管理されていなかった。

また、定められている保存年限に基づき、申請書類等が適正に管理されているかについて、実地監査により確認したところ、保存年限を過ぎた書類を保存している部局はなかった。

【改善意見】

申請書類等について、適正な方法で管理するよう、速やかな是正が必要である。

申請書類等が適正に管理されていない部局

部局名	事務名
石狩教育局、釧路東高等学校	教育財産の使用許可
2部局	

3 申請手続の簡素化に努めているか、また、事務の効率化及び合理化に努めているか
申請手続の簡素化に向けた電子申請の利活用の状況や申請書類等の簡素化の取組について、監査を行った。

また、許認可等に係る事務の効率化、合理化に向けたホームページによる情報提供や受付窓口の取組について監査を行った。

(1) 電子申請の利活用

【監査結果】

対象とした30事務について、申請手続における電子申請の利活用を確認したところ、電子申請を可能としている事務はなかった。【表12】

【改善意見】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、窓口での対面による書類の受け渡しを最小限にとどめることが求められていることから、道として、「北海道電子申請サービス^{*}」の充実に向けて検討することが望ましい。

【表12】 電子申請の活用状況

単位：事務

利用 できる	利用で きない	利用できない理由				
		収入証紙の 受領に課題	添付資料が 必要	法令により 申請書の提出が義務化	電子申請の システムが 未構築	その他
0	30	10	10	6	1	3

(2) 申請書類等の簡素化

【監査結果】

申請書類等の簡素化の取組について確認したところ、食品衛生の営業許可、転飼養蜂の許可及び持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定において、必要のない添付資料を削減したり、簡略化したりする取組がなされていた。

また、漁業の許可においても、必要のない添付資料を削減することを検討している。

【改善意見】

是正、改善等を要する事項はなかった。

(3) ホームページによる情報提供

【監査結果】

ホームページにより許認可等の情報を提供しているかについて確認したところ、186部局において情報提供が行われていた。

なお、情報提供していない部局が8部局あったが、これは、申請者が特定されているなどの理由によるものであった。【表13】

※ 北海道電子申請サービス
インターネットを利用して、北海道及び道内市町村に対する申請・届出などの手続や申請用紙をダウンロードできるサービス

【改善意見】

是正、改善等を要する事項はなかった。

【表13】 ホームページでの情報提供

単位：部局

情報提供している	一部情報提供している	提供している内容（複数回答）					情報提供していない
		受付窓口	手続の流れ	必要書類	手数料	標準処理期間	
86	100	130	194	206	203	134	8

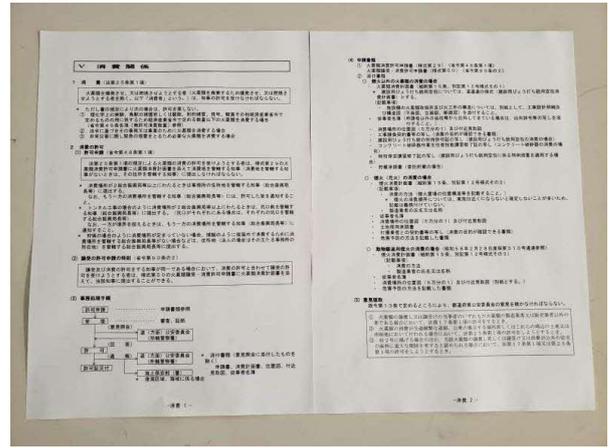
（４） 受付窓口の対応

【監査結果】

受付窓口の対応について確認したところ、担当者により対応が異なるよう窓口対応のマニュアルを作成したり、申請書類等を記載するスペースを設置したり、休憩時間においても対応したりするなど、サービス向上のための取組を行っている部局が85部局あった。【表14】



<記載するスペース>



<窓口における対応マニュアル>

【改善意見】

是正、改善等を要する事項はなかった。

【表14】 サービス向上のための受付窓口の取組

単位：部局

実施済	主な取組み（複数回答）			
	窓口対応のマニュアルを作成	説明・記載等のスペースを設置	休憩時間等も対応	その他
85	64	24	36	8

第5 所見

今回の行政監査では、道が行っている許認可等に係る事務について、「事務処理の体制は適切か」、「事務処理は適正かつ迅速に行っているか」、「申請手続の簡素化に努めているか、また、事務の効率化及び合理化に努めているか」の3つの着眼点により監査を行ったので、その結果を踏まえ、次のとおり所見を述べる。

第一に「事務処理の体制は適切か」についてである。

手続法令等で規定している「審査基準及び標準処理期間の設定、公表」に関しては、抽出事務の全てについて、審査基準が設定されているか、法令により規定されているため審査基準の設定が不要となっており、また、標準処理期間が定められていた。そして、全ての審査基準及び標準処理期間が道のホームページにより公表されていた。

一方、平成17年の総務部長通知「許認可事務の適正な処理について」において、「許認可等に係る審査基準、標準処理期間など事務処理方法を定めたもの（以下「事務処理マニュアル」という。）を整備すること」と規定していることに関しては、未だ事務処理マニュアルを作成していない部局があった。

さらに、手続法令等で「申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければ」とならないと規定していることに関しては、申請書類等が到達したときから処分を決定するまでの進捗管理を行っていない事例があった。

事務処理体制を整備することは、申請者に対し、必要な情報を適切に提供し、ひいては申請手続をスムーズに進めることにつながることから、必要な体制の整備に積極的に取り組む必要がある。

第二に「事務処理は適正かつ迅速に行っているか」についてである。

今回の監査において、標準処理期間を越えて処分を行っている事例が確認されたが、期間内に処分を行うことは、申請者が処分の時期を見通すことができるという観点で重要であることから、慢性的に標準処理期間を越えている場合は、受付事務の効率化や審査体制の見直しが求められる。

なお、これが困難な場合は、十分な標準処理期間を改めて設定することについて検討することが望ましい。

また、教育財産の使用許可における使用料の徴収について、手続が大幅に遅延している事例が見られたが、徴収事務については許可等事務と一連のものとして管理する必要がある。

さらに、特定個人情報（マイナンバー）等を含む申請書類等が適正な保管場所で管理されていない事例が見られ、これについては速やかな是正が必要である。

第三に、「申請手続の簡素化に努めているか、また、事務の効率化及び合理化に努めているか」についてである。

まず、申請手続の簡素化に関して、電子申請の利活用への取組についてであるが、今回の監査において、電子申請を可能としている事務はなかった。

学識経験者や事業者などからなる懇談会が令和2年3月に策定した「北海道 Society 5.0構想」では、10年後の「未来技術を活用して実現する活力あふれる北海道の未来社会の姿」として、行政サービスについては、AI手続によって、申請・届出、入札、申

込みなど全てにおいて、いつでもどこからでもインターネットを通じて行うことができることなどが想定されている。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、窓口での対面による書類の受け渡しを最小限にとどめる必要性が高まっていることから、手続の電子化は喫緊の課題となっており、道として、「北海道電子申請サービス」の充実に向けた検討を行うことを望むものである。

次に、事務の効率化及び合理化についてであるが、今回の監査では、ホームページによる積極的な情報提供や窓口対応のマニュアル作成等道民サービス向上のための取組が行われていることが確認された。

また、最近の道の取組として、麻薬取扱者（卸売業者・小売業者・施用者・管理者・研究者）の免許申請等において、これまで、各保健所で申請書類等を受け付け、保健福祉部医務薬務課が処分を行っていたものを、令和3年4月より、道の保健所が受け付けた申請については当該保健所において処分を行うことができるようにした事例がある。

事務の効率化及び合理化を進めることは、申請者へのサービスの向上に繋がるものでもあることから、所管する部局において積極的に取り組んでいくことが必要である。

最後になるが、今回の行政監査は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、多くの部局の实地監査を中止したことから、本報告書は対象部局全てを实地に監査した結果ではないことを申し添える。

实地監査を中止した部局においては、本報告書の改善意見等を参考として、今後の許認可等事務の適正な処理に努めて行くことを望むものである。

参考とした資料

- ◆ 行政手続法（平成5年11月12日号外法律第88号）
- ◆ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（令和2年5月25日最終改正）
- ◆ 北海道行政手続条例（平成7年7月21日条例第19号）
- ◆ 行政手続法及び北海道行政手続条例に基づく審査基準等の設定等要領（平成7年8月23日総務部長通知）
- ◆ 北海道行政手続条例の施行について（平成7年9月28日総務部長通知）
- ◆ 北海道文書管理規程（平成10年3月31日 訓令第7号）
- ◆ 許認可事務の適正な処理について（平成17年10月19日総務部長通知）
- ◆ 文書事務の適切な処理について（平成29年1月13日総務部法政・法人局文書課長通知）

<参考>抽出事務の根拠法令等

所管部局	事務名	根拠法令等
総務部	危険物取扱者免状	消防法
総合政策部	空港設備の使用許可	北海道空港条例
	一般旅券の新規発給	旅券法
	不動産鑑定業者の登録	不動産の鑑定評価に関する法律
環境生活部	狩猟免許	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	特定非営利活動法人の設立の認証	特定非営利活動促進法
	産業廃棄物処分業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
保健福祉部	食品衛生の営業許可	食品衛生法
	麻薬施用者・管理者・研究者の免許	麻薬及び向精神薬取締法
	生活保護の申請	生活保護法
経済部	旅行業の登録	旅行業法
	火薬類の消費の許可	火薬類取締法
	電気工事業者の登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律
農政部	海岸保全区域の占用許可 (農政部所管の区域内)	海岸法
	持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律
	転飼養蜂の許可	養蜂振興法, 北海道蜜蜂転飼条例
	農地転用許可	農地法
水産林務部	海岸保全区域の占用許可 (水産林務部所管の区域内)	海岸法
	漁業の許可	漁業法, 北海道海面漁業調整規則
	保安林内の立木伐採の許可	森林法
	甲種漁港施設の占用の許可	北海道漁港管理条例
建設部	海岸保全区域の占用許可 (建設部所管の区域内)	海岸法
	建設業の許可	建設業法
	屋外広告物の許可	北海道屋外広告物条例
	土地の占用許可	河川法
	建築確認	建築基準法
教育庁	普通免許状の授与	教職員免許法
	教育財産の使用許可	地方自治法
警察本部	道路使用許可	道路交通法
	銃砲又は刀剣類の所持許可	銃砲刀剣類所持等取締法
	風俗営業許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律
	古物商許可	古物営業法